

令和2年度 第4回
京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和2年10月26日（月） 午前10時～11時50分

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 山田会長，渡辺副会長，飯田委員，小林委員，渋谷委員，鈴木委員，多田委員
宮村委員，結城委員
欠席委員 長沢委員，松塚委員

4 審議事項

- (1) 京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条第4項又は第8条第3項の規定に係る個人情報取扱事務及び条例第10条第2項の規定に係る電子計算機処理事務（一部の事務においては，第8条第3項又は第11条の規定に係る個人情報取扱事務を含む。）

ア 航空写真を用いた農業用ため池周辺の地形状況調査事務

（産業観光局農林振興室農林企画課）

主管課から説明を受けた後，承認した。

（主な発言内容）「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」以下同じ。

○ 市内の農業用ため池はどういったところにあるのか。

→ 市内では西京区の大原野地域などの周辺部に多く存在している。山際の比較的小高い所から取水し，周囲の田んぼや畑に活用されている。

○ 本事務で取り扱う情報のうち，どういったものが個人情報に当たるのか。

→ 航空写真には具体的な所有者氏名等が記録されるものではないが，建物の形状等が判読できるものである。

○ 利用する航空写真は，真上からの写真のみなのか。

→ そのとおりである。標高データ等は保有しているので，それらを複合的に利用して，立体的に把握することができる。

○ ハザードマップの作成等は委託先業者が行うのか。事務は1回限りなのか。

→ そのとおりである。行財政局資産税課から提供を受けた航空写真データを，委託先業者へ提供し，ため池周辺のハザードマップの作成等を行っていただく。委託先業者へ提供したデータについては，委託業務終了後に回収する。

イ 生活保護法による被保護者の逮捕・勾留時における収容情報通知制度に係る事務

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)

主管課から説明を受け、審議した結果、次回も継続して審議することとした。

(主な発言内容)

- 事務フローにある「保護決定」には、再開も含まれているのか。逮捕・勾留（以下「逮捕等」という。）を解除された情報についても、京都府警から情報提供があるのか。
- 事務フロー内の保護決定については、停止のみを指している。停止した場合は、被保護者に対して「停止通知」を送付するため、解除後は、この通知を確認し、再度福祉事務所へ来所のうえ、申請していただくことになる。
- 再支給までに被保護者の申請が必要となるため、困窮している者へ速やかに給付されないといったことがないか心配である。
- 停止通知の発送時に、困窮時にはすぐに福祉事務所への来所を促す等の配慮をする。

- これまではどのように逮捕等の情報を把握していたのか。
- 親族からの情報提供や、新聞等による報道で覚知する場合があるほか、京都府警から生活歴等の照会を受けることもあり、生活保護法に基づき調査を行い把握している。どの手法においても不十分な点があるため、本制度により確実に捕捉したいと考えている。
- 逮捕等されるケースはどれくらいあるのか。
- 把握できている範囲ではあるが、年間数十件はある。本制度が運用されることで正確に把握できると考えている。
- 市域外で逮捕等された者も対象なのか。
- 本市で生活保護を受けている者で、京都府警の捜査のもとで逮捕等に至った者が、情報提供の対象であり、大阪府警による逮捕等は対象外だが、京都府内の舞鶴市や亀岡市における逮捕等も情報提供の対象である。

- 逮捕等情報を提供するかどうかは、京都府において審議会等で検討されるのか。
- そのとおりである。本市の審議事項は、本人以外からの個人情報の収集であり、京都市が、京都府警から逮捕等情報を収集し、必要な保護変更措置を行うことである。

- 先行事例である大阪府を参考にし、協定という形にするのか。
- そのとおりである。大阪府下でも同様に個人情報保護審議会で審議されている。大阪市からは、一定の効果があり、実施後にトラブル等もないと聞いており、大阪府下での事務フローを参考としている。
- 本審議会が意見するものではないが、センシティブな情報を取り扱うという点からすると、協定では法的根拠が弱いのではないか。京都府で条例を作ってもよいのではないかと思う。制度設計における留意事項として意見をしておく。

- 直ちに嫌疑が晴れることもある中で、被保護者のみが逮捕等のセンシティブな情報を行政に提供されるということに疑問を感じる。経済的な効果はあると思うが、大阪府下でも制度開始時に反対運動があったと聞いており、そこまでの必要性があるのか疑問である。

- 大阪府下では、いつから実施しているのか。
- 平成25年か平成26年頃から大阪府で実施されている。

- 大阪府下においても協定未締結の自治体があるほか、大阪府以外の自治体での実施事例がないのは問題点を感じているからではないか。行政目的があったとしても、法の下の平等に反するのではないか。
- 当該制度の周知等を行うのか。また、被保護者に対して個別の説明を行うのか。
 - 制度の運用開始時には、広報発表を行うとともに、ホームページに掲載する等の制度周知を予定している。普通に生活を送る被保護者に対して、当該制度を個別に説明する必要まではないと考えるが、一般的な制度として説明することについては検討する。
- 制度の通知がされていればよいと思うが、本人に説明することで同意をしているものとして、情報提供による給付停止を巡るトラブルを防ぐという意味もあるのではないか。大阪府でトラブル等はないのか。
 - 大阪市はホームページでの掲載により周知しており、トラブル等もないと聞いている。
- しかし、本人が同意せず、逮捕等の情報を通知されたくないと言っても、生活保護を受給できないことにはならない。
- 当該制度により、ケースワーカーの事務負担が軽減されるのか。
 - ケースワーカーの事務負担も軽減されるが、過去の濫給分の返還に係る被保護者の経済的負担を軽減するためにも、当該制度の導入を検討している。
- 濫給分の返還といっても、窓口での不支給分もあるだろうし、振込分は口座に残っている保護費を返還させるだけではないのか。
 - そのまま返還していただければよいが、借金返済に充てた等により被保護者の手元に残っていない例が多い。本市としては、返還されるまで請求を続けなければならないため、その間の被保護者の負担を軽減するというのが、本制度の目的でもある。
- 今後は他の都道府県とも情報連携を進めるのか。
 - 現時点では他府県警との連携は検討していない。他府県警とも情報連携する際は、改めて審議会へ意見聴取が必要と考えている。
- 各区への情報伝達に庁内メールを利用する理由はなにか。
 - 紙媒体での伝達も検討したが、到達がシステムで確認できる等のことから、本市のセキュリティが確立された庁内メールを採用した。
- 京都府から情報提供されなければ意味がないため、本市が先に結論付けなくてもよいのではないか。本日の議論の内容を京都府へ申し入れることは可能なのか。
 - ⇒ 本日の会議は公開の会議であるため、京都府へ議事要旨を情報提供することは、事実上の取扱いとしては可能である。
- 事務の実施時期は、令和3年2月の予定であり、京都府の判断を踏まえたうえで当審議会として判断しても間に合うのではないか。
 - ⇒ 次回の当審議会の開催は、令和3年1月下旬から2月上旬を考えている。
- 当審議会としては、京都府が提供するかどうかとは別に、京都市が逮捕等の情報を収集してよいかということを検討しなければならない。
- 一覧表は3年間保存されるということだが、不起訴であったとしても逮捕等の事実は記録されることになる。

- 従来も近隣住民等から情報を得ていたものだろう。今回は、制度としてどう扱うかである。
- 一覧表で記録を残す点は、従来と異なる。
- これまでは、逮捕等の情報はどのように管理されていたのか。
- 一覧表や様式を用いた管理は行っていないが、逮捕等情報を把握した際には、被保護者ごとに作成している保護記録内に、生活保護法に基づく調査の結果等を記録している。
- 今回の審議会で結論を出すのではなく、京都府の判断も待ったうえで、次回の審議会で継続して審議することとする。

ウ 分譲マンションリスト作成事務

(都市計画局住宅室住宅政策課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- マンション建替円滑化法の改正内容に、建替時の容積率の特例があるが、京都市においても対象となる物件はあるのか。
- これまでは、耐震性が不足している建物が特例の対象であったが、改正法により対象が広がった。むしろ、京都市では容積率よりも高さが課題となっている。現時点では、建て替えに関する相談事例が1件もなく、対象となるものは分らない。
- 課税台帳等から抽出した情報の提供を受けるということだが、住宅政策課が提供を受ける時点では、個人の氏名等は含まれていないということか。
- そのとおりである。

エ インターネットクラウドサービスを活用した学習情報及び学校園運営情報管理事務

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- センシティブな情報はクラウドには収録されないとのことだが、成績評価や家庭環境に係る情報等は含まれないということか。
- そのとおりである。成績評価等については、別のシステムで取り扱うこととしており、クラウド上では取り扱わない。クラウドでは、小テストやドリルの結果等をまとめるような処理を行う。また、家庭内の状況等についても、現行の連絡帳でやり取りをしているようなものにとどめる。
- 学校園運営情報にある「記名式アンケート」「応募情報」とはどういったものを指すのか。
- 保護者等を対象とした学校園での集まりや、中学3年生を対象とした受験の説明会等への参加希望を募るものである。

- 本件審議の対象としているサービスにはLMS機能はないと考えるが、従来から利用している委託先が提供する学習支援サービスも併用するのか。
- そのとおりである。
- 無償版のサービスを利用するのか。
- そのとおりである。

- アカウントの付与対象は、教職員及び児童生徒であり、保護者は含まれないのか。
- そのとおりである。保護者はゲストとして利用し、氏名等の情報を入力し、送信することとなる。

- クラウドサービスの場合、サービス側のセキュリティが強固であっても、ユーザー側から容易に個人情報流出する可能性がある。アカウントの管理等が重要であるが、管理体制はどのように考えているのか。
- 教職員及び児童生徒の権限を明確に分け、アクセスやダウンロード制限等の管理を行う。本市専用の領域を確保するほか、委託業者にセキュリティを含め、適切なアカウント権限の設定ができるよう支援を受けることとしている。
- 専門的な支援を受けるということだが、委託先業者はクラウドサービス内のデータも取り扱うのか。
- 委託先業者からは権限設定等の技術的な支援を受けるものであり、委託先業者がクラウドサービス内のデータを取り扱うことはない。

- 将来的には、児童生徒全員に端末が配備されるのか。
- 今年度中に、全市の小・中・小中・総合支援学校的全児童生徒に1人1台端末を配備する予定である。このうち、本年9月に中学校3年生及び小学校6年生への端末の配備は終わっている。
- 端末は自宅へ持ち帰ることができるのか。
- 家庭で学んだ内容を学校でさらに深める反転学習等により、児童生徒の学習環境をより良いものとするため、端末の持ち帰りも含めて検討している。
- 耐用年数はどれくらいなのか。また、紛失、破損時はどうなるのか。
- 概ね4年と考えている。本市が調達する端末については、卒業時に返却していただくが、紛失や破損に係る費用は、使用者に重過失がなければ公費で負担する。
- 私物端末の利用は認めるのか。
- 教職員については、私物端末の利用の禁止を予定している。児童生徒については、私物端末の利用を可能とする予定である。

(2) 個人情報取扱事務の類型処理の追加

「国等が管理するシステムの活用」、「制度改正に伴う電子計算機処理項目の追加」及び「空中写真の利用」を類型処理に追加することについて、事務局から提案説明を受けた後、特に異議なく承認した。

(主な発言内容)

○ 提案１における「全国又は府内等の地方公共団体」の「等」とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。

→ 例えば、関西圏の市町村や政令指定都市が共同で行うものを想定している。

5 報告事項

令和２年度 個人情報取扱事務の開始届等の状況

事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

今後の予定

令和２年度第５回審議会は、令和３年１月下旬～２月上旬に開催することとした。